

鳥取労働局発表
令和7年5月29日(木)

担当	鳥取労働局総務部労働保険徴収室
	部長 大原 竜太
	室長 清水 仁志
	補佐 山口 禎枝
	電話 0857-29-1702

6月から労働保険の年度更新が始まります

～電子申請の利用促進に取り組みます～

【ポイント】

- 労働保険の年度更新（保険料の申告・納付手続）は、**6月2日から7月10日まで**
- 同期間中、**東部・中部・西部ごとに集合受付を実施**（別添）
（集合受付の様子も取材いただけます）
- また、鳥取労働局では、電子申請率が全国平均と比べて低い中、「**電子申請体験コーナー**」での体験を案内するなどして、**事業主の事務コストを削減できる電子申請の利用促進に取り組みます**

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（保険料の申告・納付手続き）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間、その年度に雇用している労働者に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています（※）。

令和7年度における**労働保険の年度更新を行う期間は、6月2日から7月10日まで**になります。同期間中、**東部・中部・西部ごとに集合受付も実施**します（別添参照）。

また、年度更新の手続きは、来所や郵送でも可能ですが、**電子申請での手続きを特にお勧め**します。

電子申請は、いつでもどこでも待ち時間なく申請が可能であり、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせるなど便利です。

しかし、鳥取労働局における令和6年度の**年度更新の電子申請率が18.8%**と**全国平均の27.6%**と比べて低いため、鳥取労働局内に設置している「**電子申請体験コーナー**」で体験してその便利さを**実感**いただいたり、**無料で初期設定を行うアドバイザーを派遣**するなどして、**電子申請率の向上**を図ります。

※ 保険料の納付は、年度ごとに概算で計算した保険料を納付いただき、年度末に賃金総額が確定した後に精算して保険料の額も確定させます。

令和7年度 労働保険年度更新集合受付日程

地区	月 日		時 間	会 場	
東部	6月5日	(木)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月13日	(金)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月16日	(月)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月23日	(月)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	7月1日	(火)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	7月10日	(木)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
中部	6月9日	(月)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第1会議室)
	6月17日	(火)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第1会議室)
	6月27日	(金)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第1会議室)
	7月10日	(木)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第2会議室)
西部	6月10日	(火)	10:00~16:45	米子食品会館	(大ホール)
	6月11日	(水)	9:30~15:00	境港商工会議所	(展示室)
	6月19日	(木)	10:00~16:45	米子食品会館	(大ホール)
	6月20日	(金)	9:30~15:00	ハローワーク根雨	(会議室)
	6月25日	(水)	10:00~15:00	米子食品会館	(大ホール)
	6月30日	(月)	10:00~15:00	米子食品会館	(大ホール)
	7月10日	(木)	10:00~15:00	米子食品会館	(新館2階会議室)

<会場>

- 鳥取労働局
- 倉吉地方合同庁舎
- 米子食品会館
- ハローワーク根雨
- 境港商工会議所

<所在地>

- 鳥取市富安2-89-9
- 倉吉市駄経寺町2-15
- 米子市旗ヶ崎2030
- 日野郡日野町根雨349-1
- 境港市上道町3002

<TEL>

- 0857-29-1702 (労働保険徴収室)
- 0858-22-6274 (倉吉監督署)
- 0859-34-5022
- 0859-72-0065
- 0859-44-1111

安心して
働きたい！



令和
7年度

申告と納付はお早めに

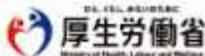
労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.2_月 ~ 7.10_木

- 年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社) 全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は別途同封しているリーフレット、もしくは労働保険の電子申請に関する特設サイトへ！→



実際に電子申請してみよう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

The screenshot shows the e-Gov portal interface. A red callout box points to the '電子申請' (Electronic Application) button on the main service menu. Another red callout box points to the '手続検索' (Procedure Search) button in the navigation bar. A third red callout box points to the search input field and the search button, with the text: '検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！' (Enter 'Annual Renewal Declaration' as the search keyword and click the search button!).

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



もうご存知ですか？ 労働保険は電子申請

無料で初期設定を お手伝いします

わたしたちが
かけつけます!

イメージキャラクター：
ペパレス執事

電子申請は簡単・便利!
オンラインで24時間
いつでも申請や届出ができます。

電子申請未利用事業場

アドバイザー事業

費用

0円

時間

1時間
程度

場所

日本全国
どこでも

日本中
どこへでも
お伺いします。

事前準備の
不安や不明点を
解消します!

お好みの方法でご参加いただけます。

オンライン
セミナーに
参加する

- どんな内容なのか聞いてみたい
- 自社でも導入可能なのか確認したい
- 会社への上申用に勉強したい

アドバイザー
に相談する

- 初期設定や操作に不安がある
- 調べる時間がないので教えて欲しい
- 次の年度更新に向けて準備したい
- 訪問・オンラインが選べます



もうご存知ですか？労働保険申請の**新定番！**

労働保険は電子申請

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

※詳しくは
下記特設サイトへ

いつでもどこでも**手続可能!**
カンタン・スピーディーに**申請!**
ムダな時間やコストも**削減!**

**コストも時間も
カット!!**

イメージキャラクター：
ペパレス執事

名前 ペパレス執事

星座 アドバイズ

好物 電子化によって不要になった紙

デンシ新星から労働保険の電子申請をサポートするためにやってきたヤギの執事。性格はとても温厚で、初期設定などを丁寧に教えてくれる。あたまの角でWi-Fiを受信して通信環境良好!

令和2年4月から特定の法人について
電子申請が義務化されました。
労働保険料の納付は、電子納付が便利です。



労働保険の電子申請に
関する詳細は
「特設サイト」へ!

スマホでも!
特設サイトは
こちら!



受託会社
株式会社バックスグループ

事務局問い合わせ先

Mail: mail@denshi-shinsei.jp
TEL: 03-6628-2275

〈キリトリ〉

労働保険電子申請アドバイザー申込書 (FAX用)

フリガナ 事業場名	フリガナ 担当者名		
TEL	メールアドレス (担当者)		
フリガナ 住所	〒	—	予約希望 <input type="radio"/> アドバイザー <input type="radio"/> セミナー

※セミナー日程は随時更新しているため、ホームページをご参照ください。

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03_6627_9989

労災保険率表

(単位：1/1,000)

(令和6年4月1日施行)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
	59	船舶製造又は修理業	23
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
94	その他の各種事業	3	
	90	船舶所有者の事業	42

令和7(2025)年度 雇用保険料率のご案内

令和7(2025)年4月1日から令和8(2026)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5.5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6.5/1,000に変更になります。)。
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和7年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率	
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率		
一般の事業		5.5/1,000	9/1,000	5.5/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
(令和6年度)		6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6.5/1,000	10/1,000	6.5/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	10.5/1,000	7/1,000	3.5/1,000	17.5/1,000
建設の事業		6.5/1,000	11/1,000	6.5/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000
(令和6年度)		7/1,000	11.5/1,000	7/1,000	4.5/1,000	18.5/1,000

(枠内の下段は令和5年4月～令和7年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。